

目標に向かって農業経営のステップアップ！

認定農業者制度  
認定新規就農者制度

説明資料



一般社団法人 東京都農業会議

認定農業者制度の概要	1
認定農業者制度のしくみ（フロー図）	5
農業経営改善計画認定申請書（記入例）	6
認定新規就農者制度の概要	1 1
青年等就農計画認定申請書（記入例）	1 2
認定農業者・認定新規就農者制度 Q & A	1 8
家族経営協定書の様式例	2 0

# 認定農業者制度の概要

## 1. 認定農業者制度のねらい ～目標を持つ意欲的な農業者を支援～

農業における担い手不足が深刻化するなか、農業の健全な発展と活力のある地域農業を築くためには、「効率的かつ安定的な農業経営」を営もうとする農業者が農業生産の相当部分を担う構造にしていく必要があります。

そこで、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの創意工夫によって経営の改善を進めようとする農業者の計画を区市町村等が認定をし、区市町村は認定を受けた農業者に対し重点的に支援措置を講じるものとして、認定農業者制度が位置付けられています。

## 2. 認定農業者制度の基本的なしくみ

- (1) 農業経営の改善に意欲を持つ農業者が農業経営改善計画（5年後の経営目標と、それを達成するための具体的計画）を作成します。
- (2) 区市町村は提出された農業経営改善計画を「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（基本構想）に照らして認定します。
- (3) 区市町村は認定を受けた認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて様々な支援を行います。
- (4) 認定農業者は経営改善計画で設定した目標の達成に向けて努力します。認定されたことに誇りを持って営農し、経営向上に取り組む姿勢を内外にアピールすることができます。認定される期間は認定から5年間です（5年を経過したら再申請は可能）。



### 認定農業者「いきいきファーマー」ロゴマーク

認定農業者がホームページやシール・ラベル、包装容器・包装箱、名刺、ポスター・チラシ等に利用できるロゴマークです。  
全国担い手育成総合支援協議会のホームページからダウンロードできます。

## 3. 認定農業者の認定状況

- (1) 全国：222,442経営体（うち法人数27,947）  
前年比5,002減（令和4年3月末 農水省調べ）
- (2) 東京都：1,685経営体（うち共同申請444/うち法人数32）  
前年比24増（共同申請10減）（令和4年3月末 東京都調べ）  
内訳：

区	部	6区	264経営体（うち共同申請115）
西多摩	6市町	140経営体（うち共同申請17）	
南多摩	5市	275経営体（うち共同申請21）	
北多摩	17市	799経営体（うち共同申請261）	
島しょ	6町村	174経営体（うち共同申請30）	
広域認定	国（8区市町）	13経営体	
	都（17区市町）	20経営体	

## 4. 認定農業者に対する主な支援の紹介

### (1) 農業経営に必要な融資に関する支援

#### ①スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

用途：農地や機械施設投資等の長期資金

利率：0.45～0.70（令和5年4月現在）（特例0%）

貸付限度額：個人3億円、法人10億円（他に特認の場合の上限額あり）

#### ②スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

用途：肥料や飼料購入等の短期運転資金

利率：変動金利制

融資限度額：個人500万円、法人2,000万円 など

#### ③農業近代化資金の認定農業者に係る特例

#### ④農業改良資金

### (2) 税制面での支援

認定農業者が積み立てる農業経営基盤強化準備金を必要経費（損金）に算入可

### (3) 農地の集積支援

農地の利用関係の調整や貸付農地の掘り起こしに市町村および農業委員会が協力

### (4) 農業者年金

必要な条件を満たした認定農業者に保険料の一部を国庫補助

### (5) 東京都独自の支援策

#### ①都市農業経営力強化事業（施設整備の補助事業 いわゆるハード事業）

・都市農業振興特別対策（国庫事業を活用した経営体の育成）

・都市農業振興施設整備（都単独予算による施設整備支援）

#### ②チャレンジ農業支援事業（専門家派遣、商品開発や販売促進の経費補助等）

#### ③地域農政推進対策事業（農業会議が実施主体のソフト事業） ほかに

### (6) 東京都内の各区市町村の支援策

#### ①補助金

東京都内では、多くの区市町村が認定農業者向けに独自の補助事業を創設して施設の導入や農業機械、資材等の購入を支援しています。区市町村ごとに補助対象や審査方法、補助金の上限設定などは異なります。

#### ②フォローアップ活動

認定してから3年目、5年目の認定農業者に対するフォローアップ活動として、支援チームなどが認定農業者に個別に面談して経営改善の達成度や課題を聞き取り、支援する活動をすすめています。

## 5. 認定の対象者

認定農業者制度は農業を「経営」として確立させるべく頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものです。よって、性別や専業・兼業の別、経営規模の大小、営農類型にかかわらず認定の対象になります。

また、共同申請をすることで経営主だけでなく経営主の配偶者や後継者も認定農業者になることができます。

※ ただし、後で見るとように区市町村が行う認定には基準（特に目指すべき所得）があるため、誰でも申請すれば認定されるものではないことに留意してください。

## 6. 農業経営改善計画の作成と申請

認定農業者になろうとする農業者が作成する農業経営改善計画には、おおむね5年後を目指して主に下記4項目に関する目標と、目標達成のための具体的措置を記載します（記載例も参照）。

- (1) 農業経営の規模拡大（例：農地の取得、借り入れによる規模拡大など）
- (2) 生産方式の合理化（例：栽培する作物の作付面積、栽培方法など）
- (3) 経営管理の合理化（例：売上の記録と活用、パソコンによる経営管理の実施など）
- (4) 農業従事態様の改善（例：雇用労働力の活用、家族の休日の確保など）

なお、農業者が農業経営改善計画を作成する際には、区市町村が設けた農業経営改善支援チーム（普及センター、農業振興事務所、農業会議、JA、農業委員、区市町村職員等で構成）がサポートする体制をとり、きめ細かく相談に対応しています。

## 7. 認定の基準

区市町村は審査委員会等を設け、農業者から申請された農業経営改善計画を審査して認定します。認定基準は下記のとおりです。

- (1) 申請した計画の目標所得が基本構想に定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」の所得目標以上であること。

※ 区市町村の基本構想には育成すべき経営の指標として目指すべき農業所得水準（都内では都の基本方針に準じて多くの場合、300万円）や労働時間が設定されており、農業経営改善計画の認定について判断する際の基準となっています。

ただし、こうした基準は目標として設定すべきもので、現状の経営においてその基準を超えている必要は無いことに留意してください。また、認定期間である5年以内では達成できなくても、将来的に基本構想で示される所得水準等に達成することが確実に見込まれる場合には認定を受けられます。

- (2) 留意事項

上記のように目標所得が焦点になりますが、審査会等ではその所得を実現するために具体的にどのような経営改善を行うかについて確認し、その実現性を計画書全体から総合的に判断することになります。

## 8. 複数の区市町村で農業を営む場合の申請（広域認定）

令和2年4月より、複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が農業経営改善計画の認定を一括で行うことになりました。申請先も都や国になります（ただし、他区市町村、他県にある農地が狭小であったり、経営にとって重要でなければ経営改善計画に記載しないことで広域認定の該当にならない場合もあります）。

現時点で既に特定の区市町村で認定を受けている経営体については、農業経営改善計画の有効期間中は、改めて都道府県又は国への認定申請を行う必要はありませんが、次の更新の際には都や国へ申請していただくことになります。

なお、都や国へ申請を行う農業者に対しても、地元の区市町村が従来通り個別相談会等を開いて農業経営改善計画の作成等をサポートする場合があります。まずは地元の自治体へお問い合わせ、ご相談ください。

＜農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合の申請先＞

- ・その区域がすべて都内に存する場合は都知事  
（例：立川市と武蔵村山市にまたがって営農する経営体の申請先 → 東京都知事）
- ・他の県にもまたがる場合は国（地方農政局長）  
（例：八王子市と山梨県内にまたがって営農する経営体の申請先 → 関東農政局長）

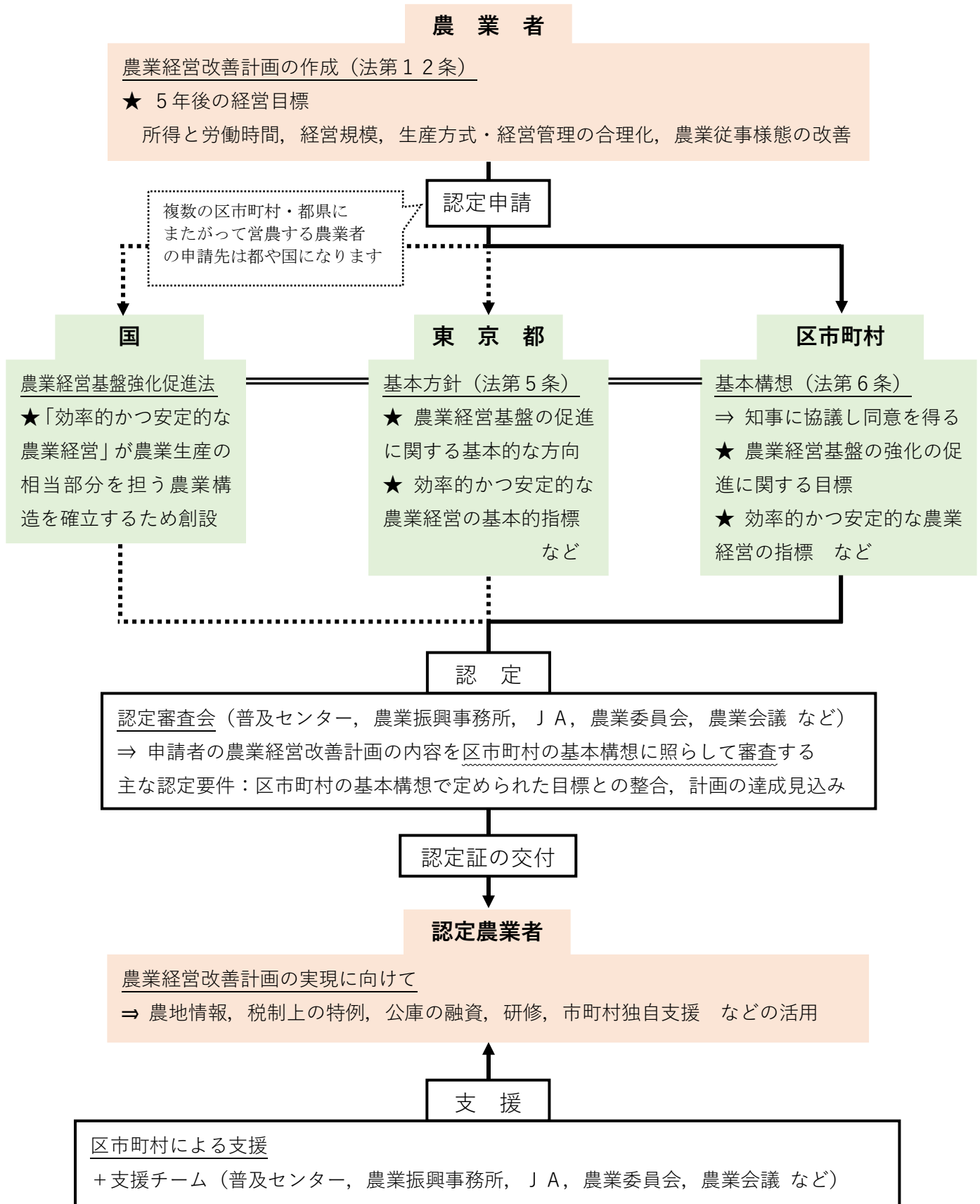
農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣 ※

※ 農業経営改善計画に記載されている農地又は農業生産施設が、二以上の区市町村の区域が地方農政局が管轄する区域を超える場合、認定を受けようとする者の住所の所在地（居住地、事務所所在地）を管轄する地方農政局に申請を行ってください。

## 9. 電子申請

令和2年4月から、国に申請するものは農林水産省共通申請サービスにより、電子申請が可能になりました。なお、電子申請には認証システム「gBizID」の登録が必要です。

# 認定農業者制度のしくみ



※その他、国や東京都、関係機関・団体では、それぞれ認定農業者の経営改善を後押しする施策や取組を行っています。

農業経営改善計画認定申請書

【記入上の留意事項】

※1

〇〇区市町村長 殿
〇 東京都知事 殿
関東農政局長 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

※1 申請する行政庁の欄に〇を記入

申請者	住所	〇〇市△△町1-2-3		連絡先	042-1111-1111
	フリガナ	トウキョウ イチロウ	フリガナ		
	個人・法人名	※2 東京 一郎	代表者氏名 (法人のみ)		
	生年月日・ 法人設立年月日	昭和44年5月1日	法人番号		

※2 夫婦、親子等が共同で申請する場合、申請者全員の氏名、フリガナ、生年月日を連記

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

※3 販売金額の8割以上を占める作目1つに☑  
販売金額が8割未満の作目が複数ある場合には「複合経営」に☑

農 業 経 営 改 善 計 画						
① 農業経営体の営農活動の現状及び目標						
(1) 営農類型 ※3						
現 状			目 標 (令和〇年)			
<input type="checkbox"/> 稲作 <input type="checkbox"/> 麦類作 <input type="checkbox"/> 雑穀・いも類・豆類 <input type="checkbox"/> 工芸農作物 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹類 <input type="checkbox"/> 花き・花木 <input type="checkbox"/> その他の作物 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 複合経営			<input type="checkbox"/> 稲作 <input type="checkbox"/> 麦類作 <input type="checkbox"/> 雑穀・いも類・豆類 <input type="checkbox"/> 工芸農作物 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹類 <input type="checkbox"/> 花き・花木 <input type="checkbox"/> その他の作物 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 複合経営			
<input type="checkbox"/> 酪 農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養 豚 <input type="checkbox"/> 養 鶏 <input type="checkbox"/> 養 蚕 <input type="checkbox"/> その他の畜産 ( )			<input type="checkbox"/> 酪 農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養 豚 <input type="checkbox"/> 養 鶏 <input type="checkbox"/> 養 蚕 <input type="checkbox"/> その他の畜産 ( )			
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標						
	現 状	目 標 (令和〇年)		現 状	目 標 (令和〇年)	主たる従事者の人数 ※7 1人
年間所得 ※4	420万円	500万円	年間労働時間 ※5	2,400時間	1,800時間	
主たる従事者1人 当たりの年間所得	420万円	500万円	主たる従事者1人 ※6 当たりの年間労働時間	2,400時間	1,800時間	

※4 年間所得は売上（収入）から経費を差し引いて算出  
(経費には家族等に支払う給与を含めない)

※5 年間労働時間は「(参考) 経営の構成の構成員・役員の年間農業従事時間」の主たる従事者の年間農業従事時間の合計を記載

※6 「主たる従事者1人あたりの年間労働時間」は主たる従事者の年間農業従事時間を1人あたりに換算して記載

② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標												
(1) 生産					(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 (売上げ)							
作目・部門名 (耕 種)	現 状		目 標 ( 年)		作目・部門名 (畜 産)	現 状		目 標 ( 年)		事 業 内 容	現 状	目 標 ( 年)
	作付面積 (a)	生産量	作付面積 (a)	生産量		飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量			
別紙参照										別紙参照	万円	万円
											万円	万円
											万円	万円
											万円	万円

※7 「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担うもの  
法人経営の場合：経営者・役員等  
家族経営の場合：世帯主等



(3) 農用地及び農業生産施設													
ア 農用地 ※8						イ 農業生産施設 ※10							
区 分	所在地		地 目	現 状 (a)	目 標 (令和○年) (a)	種 別	所在地		規 模				
	都道府県名	区市町村名					現 状		目 標 (令和○年)				
							棟	㎡	棟	㎡			
所有地	東京都	〇〇市	畑	50	50	パイプハウス	東京都	〇〇市	1 (2連棟)	200	1 (2連棟)	200	
	東京都	◆◆市	畑	20	20	パイプハウス	東京都	〇〇市			1	200	
借入地	東京都	〇〇市	田	10	10	育苗ハウス	東京都	〇〇市	1	100	1	100	
	東京都	◆◆市	畑	0	10								
その他 ※9													
経営面積合計				80	90	経営面積合計				2	300	3	500
③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 ※11						④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 ※11							
<b>【現状】</b> ・ホウレンソウは露地で少量栽培しているが、収量・品質が不安定である。 ・枝豆は直売所で人気だが、脱莢が手作業のため労力がかかる。 <b>【目標】</b> ・ホウレンソウの収量増加と品質向上を目指す。 ・枝豆の生産量を増加させる。 <b>【措置】</b> ・パイプハウス1棟(200㎡)を新たに整備し、ホウレンソウを施設栽培する。 ・枝豆脱莢機を導入する。						<b>【現状】</b> 両親が売上や経費をノートに記帳している。 <b>【目標】</b> 経営主が記帳、決算書作成を行い、経営分析に活用する。 <b>【措置】</b> 簿記研修会に参加、会計ソフトを導入する。							
⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置 ※11						⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 ※11							
<b>【現状】</b> 繁忙期の人手が不足している。 <b>【目標】</b> 繁忙期の人手を確保する。休日を確保する。 <b>【措置】</b> 援農ボランティアを活用する。また、子育てがひと段落したため、妻に出荷調整作業を担当してもらう。						<b>【現状】</b> 直売所への出荷が中心だが、他の生産者と競合している。 <b>【目標】</b> 販路の拡大。 <b>【措置】</b> 単価の良いスーパーや学校給食へ出荷する。							

- ※8 区市町村名に2以上の区市町村が記入されている場合には広域認定となる
- ※9 その他には、特定作業受託を受託する農地の面積を記入
- ※10 農業生産施設には、ハウスや畜舎などの農畜産物の生産に関わる施設のほか、加工・調整施設などを記載
- ※11 ③～⑥に記載する事項の例
  - ③：生産の効率化・高度化  
栽培に係る新技術の導入  
農地の集約 など
  - ④：簿記記帳等の会計処理  
経営内の役割分担、GAP導入  
高付加価値化・ブランド化  
顧客に対する情報発信 など
  - ⑤：相続・経営継承に関する取組  
家族間の役割分担  
外部労働力の活用 など
  - ⑥：③～⑤に未記載の事項

(参考) 経営の構成

(1) 構成員・役員 ※12										(2) 雇 用 者 ※14					
氏 名 (法人経営にあっては役員 の氏名)	年 齢	性 別	代表者との 続柄(法人経 営にあって は役職)	現 状			見 通 し (令和○年)			常時雇 (年間)	実 人 数	現 状	0 人	見 通 し	0 人
				担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間 ※13	担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間 ※13	臨時雇 (年間)	実 人 数	現 状	1 人	見 通 し	1 人
東京 一郎	50	男	(代表者)	全般	○	2,400	全般	○	1,800	ボランティア (年間)	実 人 数	現 状	0 人	見 通 し	2 人
東京 ひとみ	45	女	妻	出荷補助		400	出荷調整		1,600		延べ人数	現 状	60 人	見 通 し	60 人
東京 太郎	72	男	父	全般		2,000	全般		1,600	実 人 数	現 状	0 人	見 通 し	40 人	
東京 花子	68	女	母	出荷調整		1,600	出荷調整		1,440	延べ人数	現 状	0 人	見 通 し	40 人	

↑ボランティア欄は国の様式に追加をしています  
必要に応じてご使用ください

- ※12 5年以内に経営に参画する見込みの者も記載
- ※13 1日の労働時間を8時間として算出
- ※14 臨時雇：パート、アルバイト、ヘルパー  
延べ人数(人)は「雇用者数×総労働時間÷8時間」として算出

(別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

農業用機械等の名称	数量
<p><b>農業経営基盤強化準備金（国の経営所得安定対策交付金を受けている場合）を活用して機械等を導入する場合にのみ記載</b></p> <p>農業経営基盤強化準備金を活用しない場合は、別紙（農業機械）に記入してください。</p>	

備考

「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。

(②「(3)農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。)

- ・(別紙2) 農業用施設の整備 (農業経営基盤強化促進法第12条第3項関係)
- ・(別紙様式3-1) 農地法の特例措置 (農業経営基盤強化促進法第14条第1項関係)
- ・(別紙様式3-2) 農地法の特例措置 (農業経営基盤強化促進法第14条第2項関係)

については、農林水産省のホームページ上の農業経営改善計画の様式の記載方法を参照ください。

【農林水産省 認定農業者制度について】  
[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/seido\\_ninaite.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html)

(別紙) 生産・農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 (売上げ)

作目・部門名 (耕種・畜産) 事業内容	現状			目標 (令和〇年)		
	作付延べ面積 (a)	生産量 (kg)	金額 (万円)	作付延べ面積 (a)	生産量 (kg)	金額 (万円)
大玉トマト (施設)	1.0	1,000	40	1.0	1,000	40
中玉トマト (施設)	1.0	900	38	1.0	900	38
キュウリ (施設)	2.0	800	24	2.0	800	24
ホウレンソウ (露地)	1.0	80	3	0.0	0	0
ホウレンソウ (施設)	0.0	0	0	8.0	1,000	40
エダマメ	10.0	700	56	15.0	1,000	80
ブロッコリー	15.0	1,500	60	15.0	1,500	60
キャベツ	20.0	10,000	80	20.0	10,000	100
ダイコン	15.0	7,000	56	10.0	5,000	50
ニンジン	15.0	4,500	90	10.0	3,000	60
ネギ	10.0	2,500	75	20.0	5,000	175
サトイモ	10.0	1,200	24	10.0	1,200	24
ジャガイモ	5.0	1,000	12	5.0	1,000	12
スイートコーン	5.0	750	24	5.0	750	24
その他野菜 (カブ、白菜など約15品目)	10.0		31	10.0		31
～以下、その他記入例～						
ブドウ (高尾、巨峰、藤稔など)	10.0	1,600	300	10.0	1,600	300
農業体験農園	6.0	20区画	100	6.0	20区画	100
加工品 (ジャム・委託加工)		300本	15		300本	15
合計	120.0		613	132.0		758

《参考》

現状		目標 (令和〇年)	
10a当たりの 生産量 (kg/10a)	単価 (円/kg)	10a当たりの 生産量 (kg/10a)	単価 (円/kg)
10,000.0	400.0	10,000.0	400.0
9,000.0	422.2	9,000.0	422.2
4,000.0	300.0	4,000.0	300.0
800.0	375.0	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	1,250.0	400.0
700.0	800.0	666.7	800.0
1,000.0	400.0	1,000.0	400.0
5,000.0	80.0	5,000.0	100.0
4,666.7	80.0	5,000.0	100.0
3,000.0	200.0	3,000.0	200.0
2,500.0	300.0	2,500.0	350.0
1,200.0	200.0	1,200.0	200.0
2,000.0	120.0	2,000.0	120.0
1,500.0	320.0	1,500.0	320.0
0.0	#DIV/0!	0.0	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
1,600.0	1,875.0	1,600.0	1,875.0
#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!

【記入上の留意事項】

- ・施設で栽培する品目には (施設) と記入
- ・果樹の場合には、主な品種名も記入  
例) ブドウ (高尾、巨峰、藤稔など)
- ・生産量の単位は作目に応じて記載  
例) 野菜苗・花苗 (ポット)、植木 (本)、牛・豚 (頭) など
- ・加工や体験農園などは事業内容に応じて生産量欄に具体数を記載
- ・右表の《参考》に記載の反収・単価 (エクセル自動計算による) を確認

(別紙)

農産物の出荷先・販売方法

出荷先・販売方法	販売金額に占める割合	
	現状	目標 (令和〇年)
JA共同直売所	50%	40%
庭先販売	30%	25%
学校給食 (JA経由)	15%	30%
その他イベント等	5%	5%
合計	100%	100%

【記入上の留意事項】

- ・出荷先毎に販売金額の割合を算出
- ・新たに開拓する見込みの出荷先・販売方法も記入

農業機械

農業機械等の名称	数量	
	現状	目標 (令和〇年)
トラクター	1台 (〇馬力)	1台 (〇馬力)
管理機	2台	3台
枝豆脱莢機	0台	1台
保冷库	1台	1台 (更新)
背負い動力噴霧機	1台	1台
ハンマーナイフモア	1台	1台
土壌消毒機	0台	1台
自動販売機	1台	2台

【記入上の留意事項】

- ・既存の農業機械等を記載 (減価償却資産など)
- ・新たに取得予定の農業機械は目標に台数を記載
- ・買い替え予定の農業機械は (更新) と記載

# 認定新規就農者制度の概要

(農業経営基盤強化促進法の改正により平成26年4月より設けられた制度)

## 1. 認定新規就農者制度の目的としくみ

### (1) 認定新規就農者とは

認定農業者制度と同様、農業経営基盤強化促進法に定められています。将来において地域農業の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等の「青年等就農計画」を区市町村が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。(※資料により「認定就農者」と記載される場合あり)

### (2) 認定のしくみ

区市町村は青年等から提出された「青年等就農計画」(5年後の目標等)について、基本構想で定めている「青年等の目標とすべき農業経営の指標」に基づいて審査等を行い認定します。

### (3) 対象となる「青年等」

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる者。既に認定農業者の認定を受けている者は含まない。夫婦等の共同申請も可。

①青年(原則18歳以上45歳未満)

②65歳未満の者で、農業や関連事業に3年以上従事するなどの条件に該当する者。  
農業以外の他事業の経営管理に3年以上従事した者等も含む。

③上記の者が役員の大過半数を占める法人

## 2. 認定新規就農者の認定状況

①全国：10,558経営体(令和4年3月末 農水省調べ)  
前年比214減

②東京都：73経営体(令和4年3月末 東京都調べ)  
前年比13増

内訳：区部	1区	1経営体
西多摩	4市町	24経営体
南多摩	3市	9経営体
北多摩	3市	5経営体
島しょ	4町村	34経営体

## 3. 認定新規就農者に対する主な支援

認定新規就農者にしか無い支援があるため、特に留意が必要

(認定新規就農者の5年間を経過したり、認定農業者になってしまうと受けられない)

### (1) 新規就農育成総合対策事業(国事業：経営開始資金、経営発展支援事業)

※経営継承の場合、新規就農者と同等の経営リスクを負うと市町村に認められることなど別途要件あり

### (2) 新規就農者定着支援事業(都補助事業：ハード取得等への補助)

### (3) 青年等就農資金(日本政策金融公庫：無利子融資)

(様式)

### 青年等就農計画認定申請書 (東京版記入例)

◇◇市長 殿

申請者住所 東京都 ◇◇市 △△1-2-3

氏名<名称・代表者> 東京 一郎  
令和〇〇年〇〇月〇日生 (〇〇歳)  
(家族経営協定を結んで共同申請も可)  
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第14条の4第1項の規定に基づき、  
次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画			
就農地	◇◇市	農業経営開始日	令和〇〇年〇月〇〇日
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親 (三親等以内の親族を含む。以下同じ。) の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 { <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月 }		
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)	露地野菜		
将来の農業経営の構想	年間を通じて露地野菜を栽培し、共同直売所や量販店等に出荷するなど、複数の販路を確保し、安定経営を実現する。農地の借り入れにより規模を拡大するとともに機械化も進め、効率的な農業経営を目指す。〇〇講習会など各種研修への参加や地元先輩農家などへの相談・交流を通じ、技術の向上を図る。		
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)		
		現状	目標 (令和〇〇年)
	年間農業所得	80 万円	300 万円
年間労働時間	〇〇〇〇 時間	〇〇〇〇 時間	

(注意事項)

これは記入イメージであり、望ましい経営像を例示したものではありません。多様な例を示すため、必ずしも各欄の整合性をとっていないことにご留意ください。

1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名および代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。  
 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について、共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。  
 3 省略

4 就農時の就農地等  
 ア「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また就農予定地の場合は、市町村名の後に(予定)と記載する。  
 イ「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に(予定)と記載する。

ウ「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。  
 (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。  
 (イ)「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。  
 (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。

エ「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他(〇〇)として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。  
 オ「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来(経営開始後おおむね5年後)の農業経営の概要を記載する。  
 カ なお、当欄以下の「現状」欄は初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。

※ 経営主1人分の時間を記載する

作物・部門名	現状			目標（令和〇〇年）		
	作付面積(a) 飼養頭数	生産量 (kg)	販売額 (万円)	作付面積(a) 飼養頭数	生産量 (kg)	販売額 (万円)
□□□□	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
□□□□	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
□□□□	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
他野菜5品目	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
※品目が多い場合にはこの欄を別紙にして添付する						
合計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇
区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標（令和〇〇年）		
所有地						
借入地	畑	◇◇市	〇〇a	〇〇a		
特定 農作業受託	作目	作業	現状		目標（令和〇〇年）	
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
作業受託	作目	作業	現状	目標（令和〇〇年）		
	単純計					
	換算後					
農畜産物の 加工・販売 その他の関連・ 附帯事業	事業名	内容	現状	目標（令和〇〇年）		
	収穫体験	ジャガイモの畝売り や枝豆の収穫体験など	—	年間〇〇組		

農業経営の規模に関する目標

5「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。  
 ア「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稲にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。  
 この場合、「合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。  
 イこの場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。

ウ「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、  
 （1）農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工  
 （2）農畜産物の貯蔵、運搬又は販売  
 （3）農業生産に必要な資材の製造等  
 について記載する。

	機械・施設名	形式、性能、規模等及びその台数	
		現状	目標（令和〇〇年）
生産方式の合理化に関する目標	トラクター	〇〇PS 1台（中古）	〇〇PS 1台（中古）
	管理機	1台	2台
	動力噴霧器	1台（中古）	1台（中古）
	軽トラック	1台（中古）	1台（中古）
	〇〇定植機	なし	1台
	保冷库	なし	1坪程度 1基
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">           （注意事項）            「生産方式に関する目標」欄には、経営に用いる全ての機械・施設を記載。         </div>			
経営管理に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簿記講習会に参加してパソコンによる簿記記帳をマスターする</li> <li>・ 青色申告を実施</li> <li>・ GAPの講習会に参加して導入を検討する</li> </ul>		
農業従事の態様等に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な休日の確保（月に〇日程度）</li> <li>・ 援農ボランティアの活用を検討する</li> </ul>		

6「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

7「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

8「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。



目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
	管理機	1台	令和〇〇年〇月	〇〇万円	自己資金 ◇◇市補助金 都補助金 青年等就農資金		
	□□定植機	1台	令和〇〇年〇月	〇〇万円			
	保冷库	1基 (1坪程度)	令和〇〇年〇月	〇〇万円			
(注意事項) 「目標を達成するために必要な措置」欄には、今後、計画期間内に実施するもの だけを記載。							
(参考) 農業経営の構成	氏名 (法人経営に あっては役員の 氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営に あっては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農 業従事 日数 (日)	担当業務	年間農 業従事 日数 (日)
	東京 一郎	〇〇	本人	全般	〇〇〇	全般	〇〇〇
	東京 花子	〇〇	配偶者	出荷調整等	〇〇〇	出荷調整等	〇〇〇
雇用者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	0 人	見通し	〇 人
			延べ人数	現状	0 人	見通し	〇〇 人
	ボランティア (年間)		実人数	現状	0 人	見通し	〇〇 人
		延べ人数	現状	0 人	見通し	〇〇 人	

9「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

10「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。ア「氏名(法人経営にあっては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。イ「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。ウ 年間農業従事日数は、**1日8時間として計算**し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

※ 延べ人数の計算は、年間の作業従事時間を8時間で割って計算  
計算例：年間従事時間が600時間(3時間×100日×2人)の場合、  
実人数は2人、延べ人数は75人(600時間÷8時間=75日)

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員  
 (同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

11「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載す

経歴	
職務内容	①広告代理店で、商品■■のPRのため、市場調査、販売促進のための企画(◆◆)等に携わる。・・・の成果。 ②▼▼社の◆◆部門の責任者として、○○人の部下の労務管理を行いながら、◇◇の生産に従事。・・・
勤務機関名	①株式会社□□ ②株式会社▼▼
在職期間	①平成○○年○月～平成○○年○月【○年間】 ②平成○○年○月～平成○○年○月【○年間】
上記の住所	①・・・・・・・・・・ ②・・・・・・・・・・
退職年月日	①平成○○年○月 ②平成○○年○月
資格等	□□□□□
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	①□□社での◆◆の経験を、～の達成に活かします。 ②・・・・・・・・・・

- ※ 年齢が45歳以上65歳未満であって、次のいずれかに該当する者が記載する。
- ① 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
  - ② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
  - ③ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
  - ④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
  - ⑤ ①～④に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先の名称	所在地	専攻・営農部門
	①◇◇農園 ②株式会社◆◆◆◆	①▼▼市 ②◇◇市	野菜全般
	研修等期間	①平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇月 ②令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月	
	研修内容等	<p>&lt;記載例&gt;</p> <p>①研修先の◇◇農園は露地を中心に年間約20種類の野菜を作付けし、主に量販店と共同直売所に出荷する経営である。研修においては他の従業員とともに野菜の作付け、栽培管理、収穫、出荷まで一連の作業に取り組みながら技術を習得した。また、経営主から作付け計画の立て方を学んだほか、出荷・販売に関する記録や、経営管理の重要性について学んだ。</p> <p>②.....</p>	
活用した補助金等			

12「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。  
 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する(他の欄は記載不要)。

別記  
 (備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

1 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜)  
 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)

2 複合経営(農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が農産物総販売金額の80%に満たない場合)の営農類型(例(2位の部門が麦類の場合):  
 水稻+麦類)  
 水稻+(麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)

3 1及び2に該当しない場合は、その他(〇〇)として記載する。(例1:その他(きのこ菌床栽培)、例2(農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合):その他(施設野菜+麦類)

注：研修カリキュラム等を添付すること。  
 法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

※ 認定を受けている場合のみ記載する

## 認定農業者・認定新規就農者制度 Q & A

### Q 1. 経営主だけでなく配偶者や後継者も認定農業者・認定新規就農者になれるか

配偶者や農業後継者については、家族経営で実質的に共同経営者としての役割を担っているという観点から、平成15年6月からこれら複数の者による共同名義での農業経営改善計画の申請（共同申請）が認められています。

◆ 共同申請のメリット。

- (1) 配偶者や農業後継者の共同経営者としての役割・責任が明らかになる。
- (2) 共同経営者としての自覚や経営に対する意識が向上する。

◆ 共同申請の条件（下記3項目全てを満たしていること）

- (1) 認定申請を行う者が、すべて同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者である。
- (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、農業経営から生ずる収益が名義人のすべてに帰属すること、農業経営に関する基本的事項について名義人のすべての合意により決定することが明らかとなっていること。
- (3) 家族経営協定等の取り決めが遵守されていること。

※ 家族経営協定については様式例を参照のこと

### Q 2. 区市町村の基本構想に無い営農類型は認定できないのか

区市町村が定めた基本構想の経営指標に無い営農類型でも認定の対象になります。このような農業者から認定申請があった場合には、審査において類似した営農類型の指標を用いますが、類似のものが無い場合には計画の内容が基本構想に示されている所得目標等を実現しうる経営であるかどうかで判断することになります。

例：区市町村の営農類型には養鶏経営に関する類型が無いが、養鶏を主体とする経営から認定農業者の申請があった場合など。

### Q 3. 規模拡大を伴わない計画は認定できないのか

耕作面積等の規模拡大を伴わなくても、複合化や集約化、多角化等によって経営の改善を図ろうとする農業者も認定の対象となります。

たとえば、農地の規模は変わらなくても、栽培品目を変更する、新しい技術を導入して合理化を図る、6次産業化（加工や販売への取組）を図る、雇用労働力を活用して労働状況を改善するといった経営改善を目指す農業者は認定の対象になります。

Q 4. 認定の対象になるのは地域の大規模農家や篤農家だけなのか

認定農業者制度は、経営規模や経営内容の現状によって農家を選別する制度ではなく、将来に向けて意欲的に経営改善に取り組もうとする「計画」を認定する制度です。よって、現状の農業経営が優秀な経営でなければ認定できないという制度ではありません。

なお、認定を受けられるかどうか不安や疑問を持っている農業者のために区市町村では農業経営改善支援チーム等を設けて制度説明会や経営改善計画作成のための相談会をきめ細かく開催しています。

Q 5. 認定から5年を経過したら、再び認定農業者の認定を受けることはできるか  
農業経営改善計画の目標を達成できなかった認定農業者でも再認定を受けられるか

農業経営改善計画の目標年度（認定から5年後）をむかえる認定農業者は、そこからさらに5年間を期間とする新しい農業経営改善計画を作成することで、再認定を受けることができます。

また、農業経営は景気や農産物価格、気象、その時々的情勢など様々な条件に影響を受けるものであり、経営者が努力したにもかかわらず目標を達成できないことは十分にあり得えます。よって、目標が達成できなかった認定農業者でも、あらためて今後5年間の農業経営改善計画を作成することで、再認定を受けることができます。

ただし、そうした農業者の再申請にあたっては本人ならびに支援チームは目標が達成できなかった原因や課題を分析して明らかにしたうえで新たな経営改善計画を作成することが大切です。

Q 6. 認定新規就農者になれるか要件を確認したい

認定新規就農者は、すでに認定農業者となっている者（共同申請含む）や農業経営を開始して5年を経過している者は対象となりません。また、親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合や親族の農業経営を継承する場合には、親族の経営との区分を明確にし、自らの農業経営の収支に関する帳簿の記載や自己の口座の開設が必要になります。まずは、区市町村にご相談ください。

## 家族経営協定書の様式

家族経営協定は、『協定書』を結ぶことが目的ではありません。

家族で農業に関するルールや目標を話し合い、役割や考え方を理解し合おうというものです。

話し合った結果を、形に残しておくためのものが、『協定書』です。そのため、決まった様式はありません。様式例を参考にしてください。

協定書の締結にあたって

- (1) 全ての約束を協定書に盛り込む必要はありません。
- (2) 立会人は、『仲人』的性格のものです。※立会人は必須要件ではありません。
- (3) ①夫婦間 ②親子間 ③夫婦と後継者間などでの締結があります。
- (4) 認定農業者の方は「農業経営改善計画」に、労働時間や給料、簿記記帳等の目標が記述されていますので、その内容を、この家族経営協定書にルールを確認されてはいかがでしょうか？

協定書の最後に下記のように各自の記名と押印をしてください

(附則)

- ① この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、5通作成し、甲・乙・丙・丁・立会人が各1通を保有する。

令和 年 月 日

住所

甲（夫）

乙（妻）

丙（後継者）

丁（後継者の配偶者）

立会人

## 家族経営協定書（様式例①）

### （目的）

〈第1条〉 この協定書は、甲（夫）\_\_\_\_\_乙（妻）\_\_\_\_\_丙（後継者）\_\_\_\_\_丁（後継者の配偶者）\_\_\_\_\_が、相互に責任ある経営へ参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする

### （経営計画の策定）

〈第2条〉 甲・乙・丙・丁は協議の上、今後の資金計画・作付計画・施設の導入・就業条件の改善・生活等を内容とする農業経営計画及び、毎年の具体的なルールを内容とする計画を話し合い、その上作成する。

### （経営の役割分担）

〈第3条〉 経営の部門のうち、○○に係るものについては丙・丁が、○○以外に係るものについては甲・乙が主体となり、他の2人と相談の上行うものとする。  
（また、簿記記帳は△△が、作業日誌の記帳は□□が行うものとする）

### （収益の分配）

〈第4条〉 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月××日に甲・乙・丙・丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲\_\_\_\_万円・乙\_\_\_\_万円・丙\_\_\_\_万円・丁\_\_\_\_万円

また、収益が予想を上回った場合には、賞与として甲・乙・丙・丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額は、農業収益・経営計画に基づく企画労働・農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

### （就業条件）

〈第5条〉 就業条件は次のとおりとする。

1日の労働時間は、甲・丙は○時間、乙・丁は○時間を原則とし、農作業の繁閑により甲・乙・丙・丁で協議の上、延長又は短縮する。

休日は、甲・乙・丙・丁各々につき原則として月○回とするが、農作業の繁閑や健康状態や他の仕事への従事状況等を摘まえ、甲・乙・丙・丁で協議の上、変更することができるものとする。

また、正月・盆等の休日については、甲・乙・丙・丁で協議の上、定めるものとする。

### （将来の経営移譲）

〈第6条〉 甲・乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲・乙の合意に基づき行うものとする。

### （その他）

〈第7条〉 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲・乙・丙・丁で協議の上決定する。

## 家族経営協定書（様式例②）

この協定書は、甲（夫）\_\_\_\_\_乙（妻）\_\_\_\_\_丙（後継者）\_\_\_\_\_丁（後継者の配偶者）\_\_\_\_\_が、相互に責任ある経営への参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的として話し合い、以下のような取り決めをしたものである。

話をした日	年 月 日 ( )	場 所	
出席した人			
今後の経営部門		主要作目	
今後の販売方法		所得目標	万円
経営規模	・所有農地 現在_____アール → 将来_____アールくらい ・借入農地 現在_____アール → 将来_____アールくらい ・施設面積 現在_____㎡ → 将来_____㎡ くらい		
従事者	【家族】_____人 【農外労働】_____人		
主な作業 (含むデスワーク)	氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____		
就 業 条 件	給 与	氏名 _____ 月 _____ 万円 賞与 _____ 回	振込・現金
		氏名 _____ 月 _____ 万円 賞与 _____ 回	振込・現金
		氏名 _____ 月 _____ 万円 賞与 _____ 回	振込・現金
		氏名 _____ 月 _____ 万円 賞与 _____ 回	振込・現金
		【その他】	
	就 業 時 間		
	休 日		
確定申告			
将来構想			
そ の 他			